

青色申告制度とは？



税法に従った正しい税金を計算するために記帳をし、それらの書類を保存します。
その記帳に基づいて正しい申告をする制度を青色申告といいます。
青色申告をすることができる個人は、事業所得・不動産所得・山林所得がある人です。

青色申告の有利な特典！

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事している場合、働きに応じて支払う給与が全額必要経費になります。（事前の届出が必要です）

少額減価償却資産の特例

平成18年4月1日～24年3月31日の間に取得した減価償却資産で30万円未満のものは必要経費に算入することができます。（最高300万円まで）

※この他にも、約60種類の特典があります。

青色申告会にお任せください

- ◆ 青色申告をしている方やこれから青色申告をしようとしている方に、記帳の仕方から決算までマンツーマンでご指導します。
- ◆ パソコン会計をご希望の方には「やよいの青色申告」（弥生会計）にて導入から決算まで徹底サポート。
- ◆ 税務相談や法律相談、建築相談や保険相談など専門家による相談会も開催しています。
- ◆ 小規模共済（事業主の退職金制度）・中退共（従業員の退職金制度）や倒産防止共済、生命共済・傷害保険やガン保険などの厚生事業も取扱っています。
- ◆ 日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の融資紹介。
- ◆ 従業員さんがいる方には、労働保険の事務委託も行なっております。
- ◆ 会員制リゾートや旅行割引などの様々な福利厚生。



まずは、お気軽にご相談ください



最近事業を始められたばかりの方や、初めて青色申告をする方。
また、青色申告はしているけど決算に自信のない方など。

当会は会費以外の相談料などは一切掛かりません。
※労働保険の事務委託は、別途手数料6,000円～がかかります。

入会金：1,000円（入会時のみ） 会費6ヶ月：8,000円

あなたのタックスサポーター
社団法人 **武蔵野青色申告会**



〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-26-6
TEL. 0422-53-8665 FAX. 0422-51-0826
E-MAIL: info@musashino-aiiro.com